

# 特別徴収事務取扱要領

(北海道空知郡上富良野町)

## 1. 特別徴収税額の納入のしかた

### ①特別徴収とは

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない町・道民税を6月から翌年5月まで12回にわたって給与から差し引いて、納税者個人にかわって納めていただく制度を特別徴収といいます。

(地方税法第321条の3及び第321条の4)

### ②特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者をいいます。

町・道民税特別徴収税額通知書が送達されますと特別徴収の義務が発生し毎月定められた税額(月割額)を給与から差し引いて納期限(翌月10日)までに納入していただくことになります。

### ③特別徴収される人

令和8年1月1日現在、上富良野町内に住所を有し、令和7年中に給与の支払を受け、かつ、令和8年4月1日現在において給与の支払を受けている人。

### ④納税義務のない人

イ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

ロ 障害者、未成年者又は寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

### ⑤町・道民税特別徴収税額通知書

同封しました「令和8年度町・道民税特別徴収税額通知書」を納税義務者に切り離して個人に交付して下さい。(本人への再発行はできません。)

### ⑥月割額の徴収方法

「令和8年度町・道民税特別徴収税額通知書」に月割額を算出してありますので、6月から翌年5月まで毎月給与を支払う際、各納税者から徴収して下さい。

### ⑦月割額の納入方法

納税者から徴収した月割額の合計額を同封の納付書で、徴収した月の翌月10日までに次の取扱金融機関へ納入して下さい。

(合計額に変更がない場合は、納入書には何も記入する必要はありません。)

#### ～取扱金融機関～

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ・上富良野町指定金融機関   | 旭川信用金庫    |
| ・上富良野町収納代理金融機関 | ふらの農業協同組合 |

※なお、郵便局または取扱金融機関以外の金融機関を利用される特別徴収義務者は、別途納入書をお送りしますので、町民生活課税務班までご連絡下さい。

## ⑧特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」が提出され税額に変更が生じた場合は、「町・道民税特別徴収額の変更通知書」をお送りしますので、変更された税額を確認し、納入書の金額を訂正して納入して下さい。

## ⑨月割額を納入期限までに納入しなかったとき

納期限までに月割額を納入しないときは督促を受け、かつ督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。また、延滞金も発生する場合があります。

## 2. 納税者に異動があったとき

### ①退職等の場合

特別徴収の方法によって納入している人が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額は、普通徴収の方法で納税者に直接納入していただきます。

この場合、給与の支払を受けなくなった翌月の10日までに、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（町のHP「組織から探す」の「町民生活課」→「町民生活課税務班」→「申請書等のダウンロード」中段「◆個人住民税関係」の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をダウンロード）に退職した人の住所、氏名、年税額、徴収済税額、未徴収税額、異動事由等を記入し提出して下さい。

#### イ. 退職者の一括徴収

特別徴収税額のある給与所得者が退職された場合に、次に該当するときは特別徴収税額のうち未徴収分税額について、給与・退職金等が支払われた際に一括で徴収して下さいようお願いいたします。

- ・退職の日が令和8年6月1日から令和8年12月31日までの場合

その事由が発生した翌月以降の未徴収分税額は、納税者と話し合いの上、一括徴収の申出がある場合は、未徴収税額をまとめて当月分と同時に徴収し、納入下さるようお願いいたします。（可能な限り一括徴収して下さいようお願いいたします。）

- ・外国人の方で年度途中で帰国される方（再入国の有無は関係なく）

翌月以降の未徴収税額は、一括徴収もしくは納税管理人の届出を行い、残りの町・道民税を完納してください。

・退職の日が令和9年1月1日以後の場合

その事由が発生した翌月以降の未徴収税額は、**納税者の申出がなくとも必ず一括徴収となります**ので当月分と同時に納入して下さい。

(一括徴収漏れが原因となり、滞納になるケースがありますので、退職の際は、お気をつけください。)

#### ロ. 手続き

異動届出書の「一括徴収」欄に理由等を記入して下さい。

#### ②転勤の場合

転勤により勤務先が変わったとき、新しい勤務先でも引き続き特別徴収を継続することが可能です。この場合、新たに給与等の支払をすることになった勤務先の名称、所在地及び何月分から徴収するかを新しい勤務先へ連絡のうえ、その必要事項を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(2枚一組)を転勤のあった月の翌月10日までに提出して下さい。

#### ③中途就職の場合

年の中途で就職した納税者の町・道民税を特別徴収に切り替えるときは、納税者の納付済額を確認の上、「町・道民税特別徴収への切替依頼書」を提出して下さい。依頼書は、ホームページよりダウンロードして下さい。

### 3. 退職所得の分離課税に係る町・道民税の特別徴収について

退職手当等は他の所得と分離して課税され、その所得割は退職手当等の支払者(特別徴収義務者)がその支払の際に税額を計算し徴収し、翌月の10日までに納入して下さい。

#### ①分離課税に係る所得割の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、上富良野町に住所を有している人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されるときは除かれます。

#### ②退職所得税額算出方法

退職所得の金額にそれぞれの税率(町民税6%・道民税4%)を乗じて算出します。ただし、実際に計算されるときは、退職手当の収入金額から退職所得控除額を控除した残額(1/2をする前の金額)をもとにして「退職所得に係る住民税の特別徴収税額早見表」によって求めます。(町民生活課税務班に用意してあります)

#### イ. 退職所得金額

(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (1,000円未満の端数切捨)

#### ロ. 退職所得控除額 ←

A 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）

B 勤続年数が20年を超える場合

800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

なお、本人が障害者になったことにより退職したときは、控除額がさらに100万円加算されます。

### ③納入方法

納入については、特別徴収の方法と同様で、送付しました納入書の「納入税額欄の退職」欄に金額を記入し、給与分の特別徴収月割額とあわせて翌月の10日までに納入して下さい。

なお、この際に納入通知書の裏面にあります納入申告書にも忘れずに記入して下さい。

## 4. その他

- ① この課税について間違い又は不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ② 休業、解散などにより特別徴収を継続できなくなったとき、また社名変更住所変更等があった場合は、直ちに文書で届出をお願いします。